

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十二回特別弔慰金）について
【「前回受給者」「前回受給者と同順位者」「前回受給者が先順位者」の方】

請求期間は令和10年3月31日までですが、早めの請求手続きをお勧めいたします。

提出書類

- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書（桃色）
- 戦没者等の遺族の現況等についての申立書（白色）
- 請求者本人の現在の戸籍抄本（原本を1通）
- 請求者本人の本人確認書類（裏面参照）

【本人確認書類となるもの】

(1)官公庁から発行された顔写真入りの書類

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート等

(2)官公庁から発行された顔写真がない書類(氏名のほかに、生年月日又は住所が入ったもの)

介護保険被保険者証、年金手帳等

(3)氏名のほかに、生年月日、住所又は顔写真が入った書類

預金通帳、公共料金の領収証、診察券、社員証等

上記のうち、(1)を一点、(2)を二点、または(2)(3)からそれぞれ一点ずつのいずれか

- その他、必要な戸籍書類（裏面参照）
- 【代理人が手続きをする場合】** 委任状（別紙参照）

※委任状でのお手続きの場合には、請求者本人の本人確認書類の写しの提出と、代理人の本人確認書類（原本）の窓口での提示が必要となります。

その他

- ・誤記は二重線とし、消えるペンや修正ペンなどは使用しないでください。
- ・次回の申請に備え、「請求書」と「申立書」の写しを残しておいてください。

申請受付窓口 彦根市 社会福祉課 社会係
彦根市平田町670 彦根市福祉センター2階
9時～16時45分（土日祝祭日を除く平日）
TEL 23-9590 FAX 26-1768

5 提出書類一覧表

- 「前回受給者（ケース①）」 「前回受給者が同順位者（ケース②）」 「前回受給者が先順位者」（ケース③）」 の場合
（同一の戦没者等について、遺族のうち誰かが特別弔慰金の裁定を受けている場合）

提出書類		前回受給者(ケース①)		前回受給者以外	
		配偶者以外	配偶者	前回受給者と 同順位者 (ケース②)	前回受給者が 先順位者 (ケース③)
1	請求書	○	○	○	○
2	現況申立書	○(※1)(※2)	○(※1)	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍	-	-	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-
6	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	○
7	年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍	-	○ (前回の特弔基準日から)	-	△ (第3～6順位のみ必要)
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書(配偶者用)(配偶者の相続人用)	-	○	-	-
10	生計関係申立書とそれを証明する資料(請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し立てているとき)	-	-	△	△
11	葬祭を行ったことを証明する資料(第11順位のみ)	-	-	△	△
12	もとの身分、死因を証明する資料(過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けていないとき)	-	-	-	-
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料(文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	-
14	登記事項証明書(成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等(相続人が請求するとき)	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類(相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合)(請求手続、同順位者間の調整を委任した場合)	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 前回受給者でこれまでの請求で提出した現況申立書(写)がある場合は、当該現況等申立書(写)を活用して提出することが可能です。

※2 第11・12順位の場合、現況申立書の提出の省略をすることが可能です。